平成２８年（フ）第２３３号
大阪府岸和田市神須屋町387番地の14　永吉方、前住所兵庫県加東市山国2013番地26タウンハイツうれし野316号
破産者　福田　好宏
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
大阪府泉大津市なぎさ町２番６－1604号
破産者　永井由香里
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
大阪府岸和田市藤井町２丁目４番29号セフィラ光陽103号
破産者　Ｔ２クラブこと　竹野々年勝
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
福岡県小郡市大保1119番地１　サンライフ大保Ｂ－201号
破産者　野田　孝幸
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５１号
福岡県久留米市野中町161番地４
破産者　福田　謙二
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７３４号
札幌市白石区東札幌３条３丁目１番６－203号
破産者　堀田　政裕
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１０号
札幌市厚別区厚別南２丁目10番36号　ボナンザ結心Ⅱ－102号
破産者　本前　敏樹
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８８号
札幌市北区篠路７条７丁目４番18号　早山ハイツ２号
破産者　早山　　彰
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２７０号
札幌市白石区東札幌２条５丁目１番13－205号
破産者　神戸美由紀（旧姓池田）
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０号
秋田県由利本荘市花畑町１丁目14番地
破産者　佐々木文子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１３９５号
横浜市旭区今宿西町358番地　グループホームパティオつくいけ、旧住所横浜市鶴見区岸谷３丁目12番31号
破産者　木内　由美
成年後見人　西村　利恵
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６号
川崎市麻生区下麻生１丁目１番２－505号、開始決定時の住所川崎市麻生区下麻生２丁目18番28号
破産者　日限　寿克
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
川崎市幸区南加瀬３丁目４番５－303号　シャルムフカセ
破産者　塩崎　計介
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
新潟市中央区山二ツ３丁目14番16号　コーポ山二ツ108号、開始決定時の住所新潟市中央区山二ツ１丁目16番25号
破産者　カレー専科スプーンこと　荒木　康宏
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４０号
静岡県焼津市五ケ堀之内564番地の１　サンフォレストＤ－102
破産者　鈴木富美子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８５号
静岡市駿河区中村町192番地の４
破産者　中萬　英憲
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９１号
愛知県あま市甚目寺寺西57番地４
破産者　瀧川　賢次
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０号
愛知県海部郡大治町大字北間島字柿木42番地リバーサイドガーデン201号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字裏畑３番地の１
破産者　三輪　陽子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５０号
愛知県日進市岩崎台３丁目529番地　ヴェルドミールＤ棟102、従前の住所名古屋市昭和区広路町字隼人15番地の５
破産者　埜口　基成
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部